選挙運動用自動車の燃料売買契約書

　発注者　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　受注者　　 　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に

選挙運動用自動車の燃料の売買について、次のとおり契約を締結するものとする。

第１条　契約する品名・規格品質・契約単価は、別表のとおりとする。

第２条　売買の期間は、令和 　 年 　 月 　 日から令和 　 年 　 月 　 日までの 　 日間とする。

第３条　乙は、給油の際には、甲に給油伝票（燃料の供給日、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面）を交付するものとする。

第４条　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

　　　令和 　 年 　 月 　 日

　　　　　　　　　　　　甲 発注者

　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　乙　受注者

　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名

（別表）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品　　名 | 規格品質 | 単　　価 |
|  |  |  |